

上天草市通所型サービスB事業運営要領

1 趣旨

上天草市地域支援事業実施要綱第5条第1項別表第1の第1号事業（介護予防・生活支援サービス事業）に規定する通所型サービスBの実施に関し、必要な事項を定める。

2 目的

住民主体（ボランティア主体）で、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防や自立支援のための取組を行い、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とする。

3 対象者

- (1) 要支援1、2又は基本チェックリストの判定で事業対象者に該当する方で、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントにより支援計画に位置付けられた方（利用者の被保険者証を確認し、要支援認定又は事業対象者であること、有効期間内であることを確認する）
- (2) 上記対象者に加え、障がい者や子ども、要支援者等以外の高齢者等の利用は可能

4 事業内容

- (1) 上天草市内において実施する。
- (2) おおむね週1回かつ1回開催当たり3時間以上の活動を行う。
- (3) 運動若しくはレクリエーションの機会の提供の場又は利用者同士の交流の場を開催し、利用者の日中の居場所づくりを行う。

5 人員及び設備

サービス提供に支障のない広さ、人員を配置し、消防設備やサービス提供に必要な設備、備品を整える。

6 衛生管理について

従業者の健康管理や清潔の保持に努める。

使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生管理に努める。

感染症のまん延を予防するような必要な措置を講じ、利用者が安心して利用できるよう環境を整える。

7 秘密の保持

サービス提供に当たり、利用者や利用者の家族等に関する知り得た秘密については、正当な理由がない限り、漏洩することがないように必要な措置を講じる。従業者でなくなった後も、守秘義務があることを従業者に十分周知する。

8 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者の家族、上天草市、地域包括支援センター又は担当ケアマネジャーに連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を講じる。

事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をするとともに、利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行う。また、事故発生に備え、実施する措置についてはあらかじめ定めておく。

9 補助事業を休止、廃止する場合

急な事業の廃止等は、利用者の支援計画変更を余儀なくされ、生活に影響を来すため、やむを得ない事情により、事業を休止又は廃止する場合は、上天草市に届ける必要がある。少なくとも1月以上の猶予期間をもち、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーと連携し、必要なサービスが継続されるよう対策を講じる。